

7月から

国民年金保険料免除・納付猶予の申請受付が始まります (平成22年7月～平成23年6月分)

所得が少ないなどの理由で、国民年金保険料の納付が困難なときは、申請により保険料の納付が免除になる制度があります。

これまで、保険料の全部または一部が免除になっていた方も、7月分以降に免除を希望するときは、改めて申請が必要です。

ただし、これまで全額免除または若年者納付猶予の承認を受けていた方で、申請の際に免除の継続を希望した方については、自動的に継続審査を行ない、審査結果が本人あてに日本年金機構から通知されます。(注：失業等の理由で特例により承認になった方や一部免除に該当した方は、継続の対象になりません)

また、免除(納付猶予)申請は、前年の所得を基準として審査されますので、前年の所得を申告していない方は申告が必要です。(無収入の場合を含みます)

【制度の種類】

- 全額免除・・・保険料の全額が免除されます。
- 一部免除・・・保険料の1/4、半額、3/4を納付することで残りの額が免除されます。
- 若年者納付猶予・・・保険料の全額が猶予されます。(30歳未満の方に限ります)

【申請に必要なもの】

- 年金手帳または基礎年金番号通知書
- 印鑑(本人が申請書に署名する場合は不要)
※失業を理由とするときは、「雇用保険受給資格者証」や「雇用保険被保険者離職票」の写しを持参してください。
- ※平成22年1月2日以降に転入された方は、平成22年1月1日に住所登録していた市区町村から(非)課税所得証明書を取り寄せていただく場合があります。

▷問い合わせ先 生活環境課 町民窓口班 ☎(767)2118

国保 だよ!

国民健康保険高齢受給者証を送付します

国民健康保険に加入している70歳から74歳までの方(後期高齢者医療被保険者の方を除く)の高齢受給者証の有効期限は7月31日までです。

8月1日から有効となる高齢受給者証は、7月下旬に送付しますので、8月以降に病院等を受診する際は、被保険者証と一緒に新しい高齢受給者証をご提示ください。なお、有効期限の切れた高齢受給者証については、8月2日以降に町民窓口班まで返却してください。

▷問い合わせ先 生活環境課 町民窓口班 ☎(767)2118

■「新たな高齢者医療制度に係る地方公聴会」が開催されます

現在、国では後期高齢者医療制度廃止後の新たな制度の検討を進めていますが、国民のみなさまのご意見を幅広く反映できるよう、各地で公聴会を開催します。※参加には入場券が必要です。

- ◆とき 8月4日(水) 午後1時から
- ◆ところ 太白区文化センター(たいはくくろ)
(仙台市太白区長町五丁目3番2号)

▽申し込み・問い合わせ先

〒100-8916 東京都千代田区霞が関一丁目2番2号
厚生労働省保険局高齢者医療課
☎ 03(5253)1111(内線)3198, 3192
FAX 03(3595)3506
E-mail: kochokai@mhlw.go.jp

次の事項を記載のうえ、はがき、FAXまたは電子メールでお申し込みください。

- (申込者多数の場合は抽選になります)
- ①「高齢者医療制度公聴会」参加希望と記載
 - ②開催地(宮城県) ③氏名(フリガナ)
 - ④郵便番号・住所 ⑤電話番号
 - ⑥職業 ⑦年齢

【締め切り】 7月21日(水)まで
(郵送の場合は7月21日の消印有効)